

**「銀行等による保険販売の全面解禁に伴う検査マニュアルの一部改訂(案)」
パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方**

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	金融検査 マニュアル	顧客保護/ .2.(2)	全国信用金 庫協会	「顧客説明マニュアル」とあるが、保険募集を行うための複数の内部規定・要領等に記載すべき事項が盛り込まれていれば、単独の規程、複数の規程を総称するもの、他の規程等と統合しているもの、いずれでもよいという理解でよいか。	顧客説明マニュアルについては、「形式にこだわらず、記載すべき事項が明文化され、取締役会等の承認を受けた上、顧客説明を行う者に周知徹底され、顧客に対する適切かつ十分な説明がなされる態勢となっているか否かを検証する」(顧客保護/.1.(1) ()脚注6) こととしています。
2	金融検査 マニュアル	顧客保護/ .2.(2)	全国信用金 庫協会	「顧客説明マニュアル」とは、名称の如何を問うものではなく、顧客に説明すべき事項が網羅された、銀行等が作成する事務取扱マニュアル、コンプライアンス・マニュアル等や、保険会社から提供される販売マニュアル等が配備されていれば、それを総合的に管理し周知徹底することで、ここで言う態勢整備が図られたものと認められることを確認したい。	上記1のとおりです。 なお、保険会社から提供される販売マニュアル等を顧客説明マニュアルの一部として準用する場合、金融機関は自ら作成するマニュアル等と合わせ、全体として顧客に対する適切かつ十分な説明がなされる態勢となっていることを確認する必要があります。
3	金融検査 マニュアル	顧客保護/ .2.(2)	全国信用金 庫協会	「例えば、委託元である保険会社と連携して...顧客説明マニュアルに規定する」との記述に関して、「保険会社と連携して」とあるが、他の銀行業務とは異なり、保険販売業務は保険会社からの委託業務であり、保険会社との連携は不可欠であることから、当該「顧客説明マニュアル」は、保険会社から提供される商品マニュアル等と連携もしくは必要事項を補完しながら、その果たすべき機能を備えていけばよいことを確認したい。	上記2のとおりです。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	金融検査マニュアル	顧客保護 / .2.(2)	全国信用金庫協会	<p>「定期的に研修を実施する」とあるが、研修は適宜必要な時期に（募集人資格取得時、販売の開始・商品の追加の都度、およびフォローアップについては反復し定期的に）行っている実情にあることから、ここで言う「定期的」とは、画一的に例えば年一回実施すべきという形式基準ではなく、研修の種類や各金融機関の実態に即して「適時適切な（必要な）タイミング」で実施することという理解でよいか。</p>	<p>「定期的に研修を実施する」は例示であり、顧客説明マニュアルの内容について、職員に対し周知徹底を図っているかが検証のポイントです。従って、研修により周知徹底を図る場合でも、画一的に年一回研修を実施しているかという形式基準を満たしていればいいのではなく、周知徹底を図るために必要な研修を実施することが重要と考えます。</p>
5	金融検査マニュアル	顧客保護 / .2.(2)	在日米国商工会議所	<p>「契約概要及び注意喚起情報について書面を交付して説明するとともに、顧客のニーズや知識・経験及び財産の状況を踏まえた説明が確保される態勢となっているか」とあるが、「顧客の知識・経験及び財産の状況を踏まえた説明」とは、保険業法施行規則第53条の7において求められている「説明」と同義であることを確認したい。</p> <p>【ほか同旨1件】</p>	<p>「顧客の知識・経験及び財産の状況を踏まえた説明が確保される態勢」の具体的な内容については、保険業法施行規則第53条の7や「保険会社向けの総合的な監督指針」-3-5-1-2(14)～(17)が参考になると考えられます。</p>
6	金融検査マニュアル	顧客保護 / .2.(3)	全国信用金庫協会	<p>「優越的地位の濫用等の不公正取引」に関して、協同組織金融機関特例等に基づき、融資先に適切に販売しているにもかかわらず、“融資先への販売自体が不当な行為”と指摘されるケースが散見される。このような誤解のなきよう、適切な運用をお願いしたい。</p>	<p>検査官に対する研修等を通じ、検査官に徹底してまいります。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
7	保険検査マニュアル	保険募集 / .4	生命保険協会	<p>今回の改訂の趣旨として、「形式的な法令等の遵守のみならず、実効性ある保険契約者保護を確保する観点から、態勢の整備に視野を広げ、検証ポイントを記載」を挙げている。改訂案では、現行の保険検査マニュアル「4.銀行等における保険募集の適切性」の部分が削除となっているが、今回の改訂の趣旨を踏まえると、これまでマニュアルに記載されていた銀行等に求められる法令上の措置は、当然に遵守すべき内容であり、今後も引き続き検査の対象となるという理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
8	保険検査マニュアル	保険募集 / .4.(6)	損害保険協会	<p>当該記載については、「金融検査マニュアル」の「銀行代理業者の監督のための体勢整備」での記載を基にしていると思われるが、ここでいう「業務監査」に関して、銀行等への委託業務に係る募集コンプライアンス担当部門が統括し実施する代理店監査等はこれに該当するという理解でよいか確認したい。</p> <p>また、別途内部監査部門が他部門の関与を受けず独立して代理店監査を行うことを妨げる趣旨ではないことを併せて確認したい。</p>	<p>そのような理解で結構です。なお、内部監査部門による代理店監査の結果については、営業推進部門だけでなく、募集コンプライアンス担当部門にも通知される必要があると考えます。</p>
9	信用リスク検査用マニュアル(保険検査マニュアル付属資料)	全般	生命保険協会	<p>実施時期について「本年4月以降に実施する検査から適用」とされているが、当該改訂案はいつの決算処理から適用されるのかを確認したい。(具体的には、平成20年3月期と平成21年3月期のいずれの決算期から適用されるのかを確認したい。)</p>	<p>平成20年3月期の決算期から適用します。</p>